

皆様こんにちは。京都総合法律事務所の野崎隆史です。

2022年4月1日から中小企業もパワハラ防止法の規制対象です。

その駆け込み需要もあり、今月はパワハラ防止法対応に関する相談やセミナーのご依頼が数多くありました。

極簡単に整理すると、大きく次の3つを整える必要があります。

- ① パワハラを防止するという方針を明確にし、周知・啓発を行うこと
- ② 相談や苦情に対応するための体制（窓口）を整備すること
- ③ パワハラ被害者へのケア及び再発を防止すること

準備は整っていますでしょうか？

それでは、今月号のメルマガを始めます。

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

【1】皆様への情報提供

★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2022年4月21日（木）15時～16時】（担当：弁護士伊山正和）

『育児介護休業法改正対応セミナー（無料オンライン 60分早わかり）』

<https://kyotosogo-law.com/post-4086/>

パワハラ防止法だけでなく、改正育児介護休業法も4月1日から順次施行されます。

- 2022年4月施行の育児・介護休業法の内容を知りたい
- 社内の育児・介護休暇制度の運用方法がわからない
- 育児・介護休業に関する従業員とのトラブルを未然に防ぎたい
- 男性育休を推進することに企業のメリットがあるのかを知りたい

☑ 社内の育児・介護休業に関する規則を整備したい
という皆様に向けて無料オンラインセミナーを開催します。
お申込みは下記 URL から承ります。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

弁護士伊山正和による渾身の解説記事

『育児・介護休業法』の概要と2022年4月順次施行の『育児・介護休業法改正』で企業側の対応方法とポイントをご紹介します。男性育休の拡大で何が変わる？

もあわせてご覧ください。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=568>

◆労務◆

【解雇無効で6000万円の解決金】

2021年12月1日、のど飴で有名な東京のある製菓会社が、社内のセクハラ調査を行っていた担当者を解雇した裁判で和解が成立しました。

その結果、会社は6000万円もの解決金を支払うことになりました。

労働契約法16条により、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は無効となります。

そして、解雇が無効となった場合、会社は、通常、

- ・解雇日以降の未払賃金（バックペイ）
- ・慰謝料
- ・遅延損害金

を支払うことになります。

裁判が長引くとバックペイの金額もその分高くなりますし、裁判所での話し合いの結果、退職に至ったとしても、法律上解雇が無効と判断されるケースでは将来の賃金も解決金に加算されるケースが多く、合計額が数千万円を超えるケースも生じます。

本件の場合は、定年までの賃金を加味して6000万円もの解決金が支払われることになったようです。

【元部下の引抜きで5000万円の賠償命令】

2022年2月16日、大手コンサル会社が、転職した元役員に対し、4人の元部下を転職先に引き抜いたとして損害賠償を求めている裁判で、東京地裁が約5000万円の損害賠償を命じました。

転職自体は**職業選択の自由**によって保障されていますので、単なる転職の勧誘にとどまる場合や企業の正当な利益を侵害しないようしかるべき配慮がなされている場合は違法となりません。

しかし、「**企業に移籍計画を秘して、大量に従業員を引き抜くなど、引き抜き行為が単なる勧誘の範囲を超え、著しく背信的な方法で行われ、社会的相当性を逸脱した場合**」には違法となります（大阪地判平成14年9月11日・労働判例840号62頁〔フレックスジャパン・アドバンテック事件〕）。

そして、引抜行為が社会的相当性を逸脱しているかどうかは、

- ・引き抜かれた従業員の当該会社における地位
- ・引き抜かれた人数
- ・従業員の引き抜きが会社に及ぼした影響
- ・引き抜きの際の勧誘の方法・態様

等の事情が考慮されます。

本件の場合、プライベートメールを使った勧誘や転職後の給与額や配属先の確約等の事情があり、社会的相当性の逸脱が認められました。

【36協定の不備】

2022年3月8日、東京労働局が、労基法違反の疑いで大手コンサル会社を書類送検しました。

エンジニアに過労死ラインを超える長時間の残業をさせており、**36協定にも不備**がありました。どうやら、**労働者の過半数代表者の選出方法に問題があった**ようです。

過半数代表者は、管理監督者でなく、民主的な方法によって選出される必要があります。

会社が指名したり、従業員親睦会の幹事が自動的に務めたりするような取り決めはNGです。

過半数代表者の選出が無効になると、たとえ労基署に届け出ていたとしても、その36協定自体が無効になります。

ちなみに、36協定は**2021年4月から新様式**に変更されています。変更点は次のとおりです。

- ① 協定書への署名又は記名押印が不要
- ② 過半数代表者の選任に関するチェックボックスの新設
- ③ 総務省のポータルサイトを經由した全事業場の36協定の一括届出

◆知的財産◆

【日本画の巨匠の偽版画】

2022年3月9日、日本画の巨匠である東山魁夷先生の偽版画を制作、販売した著作権法違反事件で、東京地裁は、懲役3年、執行猶予4年、罰金200万円の判決を言い渡しました。

【ファスト映画】

2021年11月16日、映画を10分程度に編集した「ファスト映画」について、仙台地裁は、主犯格に懲役2年、執行猶予4年、罰金200万円の判決を言い渡していました。

2022年3月9日、仙台地検は、ナレーション担当者を不起訴としました。一部の映画会社に1000万円超の賠償金を支払って示談したことが考慮されたようです。

【商標の早期権利化サポートツール】

2022年3月10日、特許庁は、商標の早期権利化に役立つ「ファストトラック審査」のサポートツールの提供を発表しました。

このツールにより、ファストトラック審査の対象となる商品や役務の調査や確認が簡素化できるようになったりしますので、早期の権利化が期待されています。

◆会社法◆

【総会屋】

2022年3月14日、愛知県警が、株主総会の円滑な進行の見返りとして総会屋に観劇券を譲渡していたとして、劇場運営会社の社長と課長を会社法違反により書類送検しました。

この会社と総会屋との関係は10年以上に及んでいたようです。

会社法120条1項は、株主の権利の行使に関し、会社が財産上の利益を供与することを禁じています。

そして、違反すると3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科されます。

もっとも、社会通念上許容された範囲内で適正に行われる限り株主優待は利益供与に当たらないとの裁判例もあり（高知地裁昭和62年9月30日・判例時報1263号43頁）、本件でも同様の反論がなされたようです。

しかし、特定の株主に10年以上も利益供与をする行為が社会通念上許容されるとは言い難いように思われます。

◆誹謗中傷・風評被害対策◆

【侮辱罪の厳罰化】

3月10日（木）に弁護士拾井美香が誹謗中傷・風評被害対策セミナーを開催させていただきました。

その後もお問い合わせ等をいただいております。皆様がこの問題にお悩みであることを改めて感じています。

SNS等での誹謗中傷の防止のため、今国会で侮辱罪の厳罰化が審議されています。

現在の法定刑は「拘留又は科料」のみで、懲役も罰金もありませんでした。これではあまりにも軽すぎるということで、改正案では「1年以下の懲役若しくは禁錮」と「30万円以下の罰金」が加わることになりました。

しかし、一つ一つを切り取れば侮辱とは言い難い言葉もスクラム化すると人を追い詰めることがあり、ネットはこの特性を強く持っています。

侮辱罪の厳罰化だけでは被害を防止できず、課題は山積みです。

◆広告・販売規制◆

【初回割引価格に関する有利誤認表示（非該当）】

2021年9月29日、名古屋高裁が、健康食品会社のウェブサイト上の広告表示について、「表示内容からすれば、健全な常識を備えた一般消費者は、本件商品のラクトコースでの購入が商品代金を大幅に割引いた初回1回だけの契約でないことを容易に理解することができる。」、「健全な常識を備えた一般消費者の認識を基準」として『有利誤認表示』に当たると認めることはできない。」等とし、当該広告表示は景品表示法に違反しないとの判断を示しました。

この裁判は、適格消費者団体が、当該広告表示に示された割引価格で購入するためには4回以上継続して購入する必要があるにもかかわらず、1回の購入で割引が受けられるように表示していること等が有利誤認表示にあたりと主張していたものです。

今回はOKという判断が示されましたが、誤解を招く広告表示は裁判に巻き込まれるリスクがあります。

【脱毛器に関する有利誤認表示（該当）】

2022年3月15日、消費者庁は、一定の期限までに脱毛器を購入すると現金のキャッシュバックが受けられ、レビューの投稿をすればポイントを付与されるとの広告表示が有利誤認表示であるとして措置命令を発しました。

しかし、実際は期限後の購入やレビュー投稿であっても現金のキャッシュバックやポイントの付与が受けられるものでした。

キャンペーンを行う際は期限の管理を厳守してください。

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【ハラスメント相談窓口】

京都総合事務所ではハラスメント相談窓口の外部委託業務を承っております。

具体的な業務内容は次のとおりです。

①一次対応（外部相談窓口の開設）

「ハラスメント外部相談窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知していただき、相談があった場合、内容をお聴きし、相談者の意向を踏まえ、貴社ご担当者様にご報告させていただきます。

②二次対応（オプション）

相談内容を踏まえ、事案に応じてハラスメント調査や社内対応（対象者の処分やハラスメント防止体制の見直し等）をバックアップさせていただきます。

外部相談窓口は月額3万円（税別）から、**最短で即日開設**できます。

お問い合わせ・お申込みは下記 URL から承ります。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

【リーガルサポート】

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、**皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行う**という信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://bit.ly/3u06BQN>

【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

<https://bit.ly/3r3KEhJ>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応（1万5000円～）も可能です。

<https://bit.ly/3IKII4H>

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

<基本>

1 広告あたり 2万 7500 円（税込み）

A4 で 8 ページ目以降は 1 ページあたり 5500 円（税込み）

<代替表現のご提案>

+2 万 7500 円（税込み）

<継続的なご依頼>

月額 5 万 5000 円（税込み） で月 2 広告までご対応

3 広告目以降は 1 広告あたり 2 万 2000 円（税込み） でご対応

A4 で 8 ページ目以降は 1 ページあたり 5500 円（税込み）

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

<https://bit.ly/3u4h5li>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

<https://bit.ly/3IERdNI>

【3】セミナー案内

【2022年4月21日（木）15時～16時】（担当：弁護士伊山正和）

『育児介護休業法改正対応セミナー（無料オンライン 60分早わかり）』

<https://kyotosogo-law.com/post-4086/>

パワハラ防止法だけでなく、**改正育児介護休業法も4月1日から順次施行**されます。

- 2022年4月施行の育児・介護休業法の内容を知りたい
- 社内の育児・介護休暇制度の運用方法がわからない
- 育児・介護休業に関する従業員とのトラブルを未然に防ぎたい
- 男性育休を推進することに企業のメリットがあるのかを知りたい
- 社内の育児・介護休業に関する規則を整備したい

という皆様に向けて**無料オンラインセミナー**を開催します。

お申込みは下記 URL から承ります。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.12 を発行しました。

●特集 パワハラ防止法全面適用

パワハラ防止法が中小企業も義務化。

もし社内でパワハラが起きたら企業はどのように対応すればよいのか。 （弁護士伊山正和）

バックナンバーは…

<https://bit.ly/3IL81Tp>

【編集後記】

2022年3月号、いかがでしたでしょうか？

核戦争の危機が現実化している中、ジョー・バイデン大統領は一つのミスも許されない極めて難しい舵取りを担っています。

今から丁度 60 年前、1962 年のキューバ危機は、ニキータ・S・フルシチョフ首相とジョン・F・ケネディ大統領の時代でした。この危機は人間の理性の勝利によって回避できました。

極東の一国民にできることはほとんどないのが歯痒いですが、司法制度という人間の理性に根ざした職務を担う一員として、毎日の理性的な活動を大切にしたいと思います。

高校野球では、広島・広陵高校と福井・敦賀気比高校の試合で見せた審判団のミスジャッジに対する速やかな訂正と潔い謝罪に称賛が集まっています。

私もたまたまリアルタイムで見ている、「これは一塁ランナーがかわいそうだな…」と書いていたので、訂正されてホッとしました。

「過ちては改むるに憚ることなかれ」（「論語・学而篇」）ですよね。

プロ野球はいよいよ開幕。

オフにしっかり爪を研いだタイガースの躍進を期待します。

糸井嘉男選手が開幕スタメンを勝ち取ったとの報道もありました。

京都府出身の 40 歳！

同じ歳ですので、応援にも力が入ります！

F1 はレッドブルにとって辛い開幕となってしまいました。

フェラーリの進化が凄いですね。2019 年のシンガポール GP 以来のワンツーフィニッシュとは…。予選の速だけでなく、レースペースも強かったです。

シャルル・ルクレール選手はモナコ出身であるルックス。圧倒的な貴公子です。主人公の要素を兼ね備えていますね。

メルセデスもしれっと 3 位と 4 位につけ、これはこれで面白い一年になりそうです。

ピンチはチャンス。逆境こそ力を発揮できるはず！

それではまた来月！

（弁護士 野崎隆史）

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://bit.ly/3r4dVZL>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com